

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（施設長の資格要件）</p> <p>第九条 施設長は、施設を運営する能力と熱意を有する者であつて、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。</p> <p>一 社会福祉主事の資格を有するもの又は社会福祉事業若しくは更生保護事業に三年以上従事したものであること。</p> <p>二・三（略）</p>	<p>（施設長の資格要件）</p> <p>第九条 施設長は、施設を運営する能力と熱意を有する者であつて、次に掲げる要件を満たすものでなければならない。</p> <p>一 <u>三十歳以上の者であつて、社会福祉主事の資格を有するもの</u>又は社会福祉事業若しくは更生保護事業に三年以上従事したものであること。</p> <p>二・三（略）</p>